

勝山市税条例の改正にともない

年度	所得割	均等割
平成18年度	税額の3分の2を控除	1,300円 (県民税300円含む)
平成19年度	税額の3分の1を控除	2,600円 (県民税600円含む)
平成20年度～	全額課税	4,000円 (県民税1,000円含む)

《参考》地方税法の改正により個人市県民税の定率減税が縮減されます。

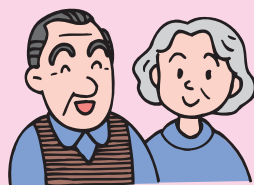
区分	改正内容	適用
個人市県民税	現行：税額の15%を控除 4万円を限度	平成18年度から
	改正：税額の7.5%を控除 2万円を限度	
所得税	現行：税額の20%を控除 25万円を限度	平成18年1月から
	改正：税額の10%を控除 12.5万円を限度	

65歳以上のかたへの市県民税非課税措置が廃止されます

年齢が65歳以上で、収入が公的年金等のみで148万円～265万円のかたは、新たに課税対象となります。

148万円以下のかたは、これまでどおり非課税です。

なお、緩和措置として平成17年1月1日時点で年齢65歳以上となり、新たに課税されるかたについては、次のような経過措置が設けられています。



	月日	会場	時間
所得税・贈与税など	2月16日(木) 3月15日(水) ※土・日は除く ※還付申告は2月1日(水)から受付しています。	大野税務署	午前 9:00～11:00
	農業所得があるかた		2月21日(火) 2月24日(金) (4日間)
		JAテラル越前 勝山ふれあいセンター 研修会館 (2階研修室) (滝波町5丁目)	

所得税(国税)確定申告の日程および会場

	月日	曜日	会場	時間
常設相談	2月16日(木) 3月15日(水) ※土・日は除く		教育会館 3階 第1研修室 (エレベーター有) ※今年から会場が変更になりました。	午前 9:00～11:00
	2月27日	月	平泉寺公民館	
地区巡回相談	2月28日	火	村岡公民館	午後 1:00～3:30
	3月1日	水	北谷公民館	
	3月2日	木	野向公民館	
	3月3日	金	荒土公民館	
	3月6日	月	北郷公民館	
	3月7日	火	鹿谷公民館	
	3月8日	水	猪野瀬公民館	
	3月9日	木	遅羽公民館	

市県民税・確定申告相談の日程および会場

■お問い合わせ先

所得税に関するお問い合わせ
大野税務署 〒912-8555 大野市城町7-28 ☎66-2134

市県民税に関するお問い合わせ
勝山市役所 総務部 税務課 市民税グループ
〒911-8501 勝山市元町1-1-1 ☎88-1111 内線243、244

Web

**確定申告は
便利な
インターネットで!**

金沢国税局ホームページ
<http://www.kanazawa.nta.go.jp>

**自宅のパソコンで
確定申告書が作成できます!**

金沢国税局のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書、収支内訳書などが作成できます。ご自宅にあるプリンタで申告書を印刷し、添付書類とともに税務署にご提出ください。

**e-Tax(国税電子申告・納税システム)で
自宅にいながら申告・納税!**

・所得税、消費税の申告ができます
(青色申告決算書等の提出を含む)

・申請・届出等ができます

・すべての税目の納税ができます

e-Taxホームページ
<http://www.e-Tax.nta.go.jp>

市県民税申告・所得税確定申告受付は 2月16日(木)～3月15日(水)

所得税(国税)の確定申告が必要なかた

次のいずれかに該当するかたは、所得税(国税)の確定申告が必要です。

- ①事業をしている
- ②地代や家賃収入がある
- ③土地や建物を売った
- ④給与所得者で給与収入が2,000万円を超える
- ⑤2カ所以上から給与を受けている
- ⑥給与以外の所得(農業・年金・生命保険の満期受取金等)があり、その合計が年間20万円を超える
- ⑦年金受給者で所得税が源泉徴収されている
- ⑧年金以外の所得と合計した所得金額が扶養控除や基礎控除などの所得控除額を超える
- ⑨中途退職等の理由により年末調整ができなかった
- ⑩雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けたい

- ・このうち、①から⑤までに該当するかた、⑩のうち雑損控除および家を新築、増改築されて新規に住宅取得控除を受けるかたは**大野税務署**で申告してください
- ・年金受給者や給与所得者で所得税の還付を受けるための申告は2月1日(水)から大野税務署で受け付けています
- ・確定申告書は郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます

平成18年度(平成17年分)市県民税申告、平成17年分の所得税確定申告の受付の時期が近づいてきました。例年、申告会場はどこも混雑してご迷惑をおかけしていますが早いうちから準備をしていただき、適正な申告にご協力いただけますようお願いいたします。

市県民税の申告が必要なかた

原則として平成18年1月1日現在勝山市に住居登録をしてあるかたは市県民税の申告が必要です。

ただし次に該当するかたは、申告する必要はありません。

- ①所得税の確定申告を提出されたかたまたはされるかた(注1)
- ②給与と所得のみのかたで支払者から当市に給与支払報告書が提出されているかた

注1：所得税(国税)の確定申告で控除を受けていないが市県民税において新たに控除(社会保険料、生命保険料控除)を受けたいものがあるかたは市県民税の申告が必要です。

平成17年中に収入が全く無かったかたは申告してください。

平成17年中に収入がなかったかたは必ず収入がなかった旨の申告をしてください。この申告は市県民税申告用紙に記載欄がありますので住所氏名等の必要事項を記入の上、提出してください。

申告がないと未申告となり国民健康保険税の軽減措置が受けられないなど不利益をこうむることがあります。

農業所得のあるかたは、収支計算による申告が必要です。

ご注意ください!

所得税が還付になるかたは本人名義の口座(金融機関名と口座番号)がわかるものがあると便利です。

その他ここに記載のない所得の計算や控除を受けるために必要となるものもありますので詳しくは大野税務署または市役所までお問い合わせください。

申告に必要なもの (所得税・市県民税共通)

1. 印鑑
2. 給与・年金の源泉徴収票(本人および配偶者) 原本(コピー不可)
3. 事業所得(営業、農業、不動産等)のあるかたは収支内訳書
4. 生命保険や損害保険料の課税控除証明書 申告書に添付
5. 医療費控除のあるかたは医療費の申告書に添付
6. 国民年金保険料の控除証明書 申告書に添付
7. 介護保険料の領収書 支払金額を確認しお返しします
8. 障害者手帳等各種必要な証明書 内容確認後お返しします

領収書(年間支払額を合計しておいてください) 申告書に添付